

社会的包摂政策に関する緊急政策提言

平成 23 年 8 月 10 日

「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム

はじめに

日本社会の構造的変化への対応に必要な「社会的包摂」を推進するための戦略（「社会的包摂戦略（仮称）」）策定を目的として、内閣総理大臣の指示に基づき、平成 23 年 1 月 18 日に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、検討が進められてきた。3 月 11 日の東日本大震災の発生により、震災の直接の被害が引き起こす問題とともに、震災から波及する間接的な影響によって、全国的に社会的排除のリスクが高まることが懸念されている。そのため、本特命チームは、こうした問題も念頭に置いた「社会的包摂戦略（仮称）策定に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）を 5 月 31 日にとりまとめた。

さらに、社会的包摂の推進について、7 月 1 日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」の中で明示されるとともに、特に、被災地における取組の必要性は、6 月 25 日に東日本大震災復興構想会議がとりまとめた「復興への提言 ～悲惨のなかの希望」、さらには、7 月 29 日に東日本大震災復興対策本部がとりまとめた「東日本大震災からの復興の基本方針」の中でも、色濃く反映されているところである。

こういった点を踏まえ、基本方針において示したとおり、特に、被災地を中心に早急な取組の実施も含め、現下において特に緊急に着手すべき社会的包摂政策に関する「緊急政策提言」をとりまとめる。

緊急に実施すべき施策

特に緊急に着手すべき社会的包摂政策として、以下の取組を進める。

(1) 社会的排除のリスクについての実態調査（大震災による影響を含めて）

① 取り組むべき課題

社会的排除の問題は、誰もが潜在的にそのリスクを感じながらも、なかなかそのリスクを直視し、向き合うことが難しい問題である。一方で、リスクが放置され、それに晒され続けると、そのリスクが別のリスクに連鎖し、さらに生活困難に追い込まれる。社会的包摂に向けての取組の必要性は、潜在的なリスクの広がりや、リスクの連鎖についての実態を理解するところから始まる。特に、震災発災以降、直接的かつ間接的な震災の影響によって社会的排除のリスクが国民全体の間でどのように高まり、これに対してどのような対応ができていないのか、できていないのかを調査し、把握する必要がある。

② 具体的取組

○社会的排除のリスクについての実態調査

【具体的内容】

- 社会的排除のリスクの広がりやその連鎖していく経路、対応状況についての調査・分析を行う（大震災の影響による社会的排除リスクの高まり等を含む）。

【調査実施年度】平成 23 年度、24 年度

【担当府省】内閣府

(2) 先導的なプロジェクトの実施

①取り組むべき課題

被災地をはじめ社会状況が大きく変化する中で社会的排除のリスクが増大してきていることから、社会的に排除された方や各種制度から漏れた方に対し適切かつ早急な支援体制の構築が必要となってきた。特に様々な領域に渡って重層的な課題を有している方や、未だ支援を受けていない方に関しては、関係機関が相互に連携するとともに行政だけでなくインフォーマルな支援も含めた両面からの支援が必要である。同時に声を出しにくい方々に配慮した誰もが参加可能な社会的包摂の仕組みを取り入れ地域と連携し支援が行われるようコミュニティの再構築につなげていくことも必要である。

②具体的取組

○先導的プロジェクト

【具体的内容】

- ① 現在行われているパーソナル・サポート・サービスのモデル・プロジェクトは、就労につながりうる者を対象としている。しかし、今回の震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的、予防的な対応の重要性が増してきていることから、当該プロジェクトについては、高校中退者やそのリスクが高い者など就労にすぐにつなげることが適当でない者、稼働年齢でない者、稼働能力を有しない者も含め、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象としたモデル事業として継続発展させ、これらの取組の制度化に向けた検討を引き続き進めていく。
- ② また、被災された方を含めたいわゆる社会的に支援を必要とされる方に対し、巡回相談などアウトリーチをかけたニーズ把握、ニーズに応じたパーソナルサポート的な相談支援や居場所づくり、孤立化防止の為の見守り体制の構築、地域住民による支えあい、官民協働による関係者間の総合調整、真に実効性ある連携体制の構築などを一体的に行う多機能型のモデル事業を実施する。

【実施時期】平成 23 年度、24 年度（②の多機能型モデル事業は被災地 3 県で実施）

※パーソナル・サポート・サービスについては、既存の平成 23 年度予算も活用。

【担当府省】パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた論点整理…内閣府、左記以外…厚生労働省

(3) 誰も排除しない社会の構築を目指した全国的な推進体制の構築

① 取り組むべき課題

様々な支援の輪が広がっている今日においても、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難に陥る人がおり、そういった状況は、東日本大震災発災後、より深刻になりつつある。

とりわけ、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々が、いつでもどこでも相談でき、誰も適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、問題を抱える人々の悩みを傾聴するとともに、問題を解決するワンストップ型の相談支援が必要であることから、こうした体制を早急に整備する必要がある。

② 具体的取組

○ 社会的包摂ワンストップ相談支援事業

【具体的内容】

- 具体的には、相談支援の実施主体となる中央の団体（NPOや一般社団等）が、地域の民間の支援組織等と連携しつつ、心のケアを踏まえた傾聴の姿勢で当事者の現状を電話で聞き取りながら、各種支援策と実施機関を適切に紹介するとともに、必要に応じて寄り添い支援を行うワンストップ相談支援事業を実施する。
- 国は、こうした民間の活動に対して、補助金等による財政支援を行う。

【実施時期】 平成 23 年度、24 年度（被災 3 県をはじめ、全国で実施）

【担当府省】 内閣官房・厚生労働省